

令和3年4月1日現在

○吹田市花とみどりの情報センター条例

平成7年10月25日条例第24号

(設置)

第1条 花とみどりに関する情報の普及を図るとともに花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供し、もって緑化意識の高揚に資することを目的として、花とみどりの情報センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 花とみどりの情報センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市花とみどりの情報センター
- (2) 位置 吹田市津雲台1丁目2番1号

(事業)

第3条 花とみどりの情報センター（以下「センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化相談、緑化指導等花とみどりに係る相談及び指導に関すること。
- (2) 花とみどりに係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 花とみどりに係る展示会及び講習会の開催に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 使用の許可に関する業務

(3) 使用料の徴収に関する業務

(4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又

は一部の停止を命ずることができる。

- 5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条、第7条、第9条から第11条まで、第13条、第15条及び別表の規定は、同年2月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する

別表 (第7条関係)

センター使用料

(単位 円)

施設の名称	使用時間			1時間増すごとに
	午前	午後	全日	
	午前10時から正午まで	午後1時から午後6時まで	午前10時から午後6時まで	
講習室	3,300	8,100	11,400	1,600
展示スペース	1,600	4,000	5,600	800

備考 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。

○吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則

平成7年12月21日規則第62号

改正

平成12年4月17日規則第35号

平成17年6月30日規則第43号

平成18年3月20日規則第9号

平成20年6月30日規則第38号

平成24年3月30日規則第33号

平成24年6月29日規則第60号

平成25年3月29日規則第52号

平成28年3月31日規則第24号

平成31年3月29日規則第17号

吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市花とみどりの情報センター条例（平成7年吹田市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 花とみどりの情報センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

（休館日等）

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（1） 月曜日（江坂花とみどりの情報センターにあっては、月曜日及び木曜日）

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）

（3） 12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の申請）

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許

可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 住所（法人にあつては、事務所の所在地）が本市内である者が花とみどりに係る展示会等の行事に使用する場合 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の3月前の日から使用日の前日まで

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 使用日の2月前の日から使用日の前日まで

（使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（使用期間）

第6条 センターの施設を引き続き使用することができる期間は、4日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（特別の設備の設置等）

第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第10条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
- (3) 取消しの理由

(使用料の減額又は免除)

第11条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。
- (2) 指定管理者がセンターの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第12条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割

- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき。 過納金の5割

2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第14条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第15条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第18条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第19条 指定管理者は、市民がセンターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第21条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第12条第1項並びに第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第22条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 2人以内

(2) 花とみどりに関し専門的知識又は経験を有する者 2人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第23条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第24条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第25条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第26条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第27条 選定委員会の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。

(申請書等の様式)

第28条 この規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第17条及び様式の規定は、同年2月1日から施行する。

(平成24年9月3日以後の最初の指定期間の特例)

2 平成24年9月3日以後最初に指定管理者の指定を行う場合における第18条の規定の適用については、同条中「5年」とあるのは「3年」と、同条ただし書中「4年」とあるのは「2年」とする。

附 則（平成12年 4 月17日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 6 月30日規則第43号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条を第22条とし、第16条の次に 5 条を加える改正規定（第21条に係る部分を除く。）及び様式第 7 号の次に 1 様式を加える改正規定は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月20日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年 3 月31日まで使用することができる。

附 則（平成20年 6 月30日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則第18条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月30日規則第33号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月29日規則第60号）

この規則は、平成24年 9 月 3 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市花とみどりの情報センター条例施行規則第11条第 1 項の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。